

回答自治体名： 千葉県印西市

担当課室： 環境経済部環境保全課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

・ 汚染状況重点調査地域の解除条件について

汚染状況重点調査地域の解除については、特措法第 33 条に規定されていますが、内容が具体的ではないため、解除要件を具体的に示していただきたい。

・ 除去土壌等の天地返し等の安全性について

除去土壌等の天地返し（除染関係 Q & A 2 - 2 7 の天地返しも含む）や現場保管（地下保管）について、その安全性が示されていません。特措法第 2 5 条に規定されている、除染等の措置等について安全性を示していただきたい。

・ 除染措置完了市町村の規定について

特措法には「除染措置完了市町村」の規定がありません。汚染状況重点調査地域の解除を補う制度であるならば、特措法で規定していただきたい。

なお、除染措置完了市町村の定義の中で「除染等の措置が完了したもの」とありますが、特措法第25条で規定されている「除染等の措置等」は「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」とあります。

このことから、除染措置完了市町村には「除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」が含まれないと思われませんが、「除染等の措置」や「除染等の措置等」の2つの表現は複雑で理解しにくいいため、より平易な表現をお願いします。

・ 除去土壌等の処分の実施者について

除去土壌等の処分の実施者は「除染関係Q&A5-3」に記載されていますが、特措法に直接な条文はありませんので、特措法で規定していただきたい。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。